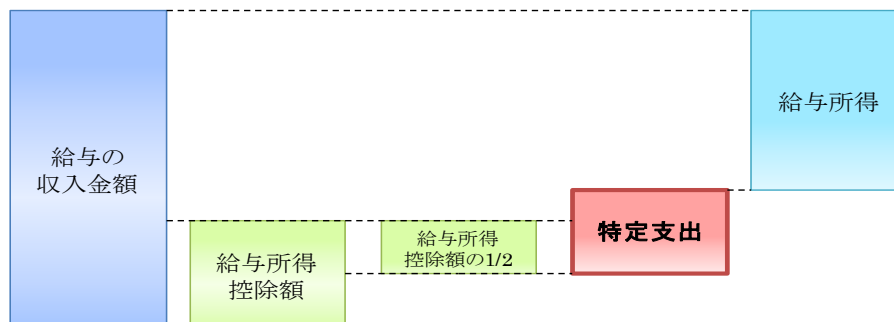

今月のテーマ 給与所得者の特定支出控除の改正

平成24年度税制改正において、給与所得者の特定支出控除が改正されました。この規定は昭和62年度税制改正で創設されたものですが、過去この適用を受ける方は全国でも毎年数人規模という、ほとんど使われていない制度でした。今回の改正で今年平成25年からこの特定支出控除の適用が拡大されましたのでご紹介したいと思います。

1. 制度の概要

給与所得者が特定支出をした場合で、その特定支出の金額が給与所得控除額の2分の1の金額(給与の収入金額が1,500万円超の場合は125万円)を超えるときは、その超える金額を給与所得控除額に加算し、給与の収入金額から控除します。



なお、この適用を受けるためには確定申告をする必要があります。その確定申告書の提出に当たっては、特定支出に関する明細書及び給与等の支払者の証明書、そして特定支出に係る領収証等を添付しなければなりません。

※ 給与等の支払者の証明書の様式は以下のリンク(国税庁HP)から入手可能です。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/shotoku/shinkoku/871222/01.htm>

2. 特定支出の範囲

特定支出とは以下の支出で、その支出について給与等の支払者により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合のその補填される部分を除きます。

- ① 通勤費・・・通勤のために必要な交通機関の利用等のための支出(定期代など)
- ② 転居費・・・転勤に伴う転居のための支出(旅費、宿泊費、引越代)
- ③ 研修費・・・職務の遂行に直接必要な知識等を習得するための研修に要する支出
- ④ 資格取得費・・・資格を取得するための支出で職務の遂行に直接必要であるもの(弁護士、税理士等の特定の資格取得のための資格取得費を含みます。なお資格の取得ができなかった場合でも特定支出として認められます。)
- ⑤ 帰宅旅費・・・配偶者と別居を伴う単身赴任者の勤務地と自宅の間の往復旅費のための支出
- ⑥ 勤務必要費(合計額65万円を限度)
職務と関連のある図書の購入費、職場で着用する衣服の費用及び職務に通常必要な交際費(図書は書籍、新聞、雑誌その他定期刊行物など、衣服は制服、事務服、作業服など、交際費は得意先、仕入先など職務上関係のある者の接待・贈答などとされています。)

3. 特定支出控除の計算例

(例) 給与収入500万円、特定支出の金額100万円の場合には、所得税が23,000円軽減されます。

	特定支出がある場合	特定支出がない場合
給与収入	500万円	500万円
給与所得控除額	500万円×20%+54万円=154万円	500万円×20%+54万円=154万円
上記の1/2	154万円×1/2=77万円	—
特定支出控除	100万円-77万円=23万円	—
給与所得金額	500万円-(154万円+23万円)=323万円	500万円-154万円=346万円
所得控除	108万円	108万円
課税所得金額	323万円-108万円=215万円	346万円-108万円=238万円
所得税額	215万円×10%-9.75万円=11.75万円	238万円×10%-9.75万円=14.05万円